

平成 30 年 5 月 22 日

厚生労働省 年金局  
企業年金・個人年金課 御中

一般社団法人 信託協会  
年金専門委員会

「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」  
の改正案に関する意見

平成 30 年 4 月 27 日付で意見募集のあった「「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」の改正案に関する御意見募集（パブリックコメント）について」に関する意見を別紙のとおり取りまとめ、提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」  
の改正案に関する意見

項番	内容
1	<p>(別紙5の2) 11-1 のなお書きにおいて、「監査法人等から年次報告書付きの監査報告書の直送を受けている資産を除く。」との記載があるが、これに代えて、以下の対象を除外していただきたい。</p> <p>①金融商品取引業等に関する内閣府令第96条第4項に定める「対象有価証券」 ②上記①以外の資産であって、当該資産の資産管理機関が、監査法人等から年次報告書付きの監査報告書の直送を受けている場合 ③年金投資基金信託（当該資産の資産管理機関が当該資産の時価算出に係る手続の内部統制につき監査人による検証（SSAE18、ISAE3402等）を受けている場合）</p>
2	<p>第20回社会保障審議会企業年金部会の資料では、AUPの対象範囲の中でサンプリング可の項目が具体的に示されていたが、事業運営基準ではその表記がない。同項目については、引き続きサンプリングを用いた手続きを想定しているとの認識で良いか。</p>

以上